

コミュニティワークの理論と実践

—養成と雇用を含めたイギリスの概況—

谷 口 政 隆

An Overview of Community Work in England

—It's theory, practice, training and recruitment—

Masataka Taniguchi

はじめに

かつて、イギリスのコミュニティワークに関して、ひとつの自治体をとりあげて行政面からの取組みを紹介したことがある（谷口, 1992）。続けて民間サイドの活動を含めてその理論とアプローチの概観を行う予定でしたが、イギリスのコミュニティワークはさまざまに分化しかつ変化してきたり、多様な方法が取られ、スタッフの資格もその財源および組織的背景も様々であって、全体像を立体的に把握しきれぬまま今日に至ってしまった。これはコミュニティワークに対する公的資金の支出が時とともに変化し、これに伴ってその理論も実践も影響を受けるといった目まぐるしい事情もからんでいる。しかし、いたずらに時間を経過させるよりも、今日のコミュニティワークについて概説的な状況紹介を行うと共に、その理論の展開、資格問題などを判明した範囲でまとめ、整理しておこうというのが本稿の目的である。

1. コミュニティワークの理論と類型

コミュニティワークでは、その理論がいまだに脈絡を欠いたまま未成熟な面を残しているように考えられている面がある。しかし、19世紀後半のトインビーホールにおける実践、そして今世紀初頭の非植民地化政策におけるコミュニティワーク、

また都市部での人種差別と貧困に対する実践、さらにコミュニティ・ケアの政策動向の中でソーシャルワークの一角を占めるようになり、その資源動員と共にエンパワーメントに関わる活動を開拓するなど、その理論とアプローチは多角的に蓄積されてきた。今日のコミュニティワークの理論に関する現実的な問題は、その不足というよりもむしろ諸理論の分類とその構造的な把握と選択であると思われる。そうしたことから、最初にコミュニティワークの概説的な流れを追い、次にその理論と類型を整理することから始めたい。

1) イギリスにおけるコミュニティワークの概観

ポップル (Popple, K., 1995, p. 96) は、初期のコミュニティワークを19世紀末のセツルメント運動に見出しながら、それが「大学と英國国教会の慈善的温情主義から生じたものであり、特定の労働者階級が住む地域に対するセツルメント運動が展開し、そこで社会的な関与をした博愛主義者がリーダーシップを取ろうとし、影響を及ぼそうとした」ことが、初期コミュニティワークの行き詰まりの原因になったとしている。彼は、このセツルメント運動がイギリス産業資本主義の構築と維持に貢献しようとして、近隣レベルで介入するという独自の形をとったものであり、さらに、都市部の社会階級の中で国教会からの分離を唱える人々

の増加を恐れて、不良な区域での生活の質を改善しようとしたものだという性格づけをしている。

したがって、こうした慈善的温情主義でのアプローチとは別に、労働者階級のコミュニティにおける多くの集合的なコミュニティ・アクションが成長したし、また、女性の選挙権と被選挙権、黒人の植民地支配からの自立と自由について社会的抗議行動が発生していたにもかかわらず、コミュニティワークはこれを視野に收められなかったのであろう。ポップルは、初期のコミュニティワークが偶発的なスタイルで始まり、理論的および実践的な発展に寄与できなかつたと指摘している。

その後、理論的な背景をもつてコミュニティワークが登場してくるのは1950年代後半からであつて、当時のアフリカ各国の独立と、それに対する民族自決権付与、そしてそこでの小さな集落を舞台にしたコミュニティワークである。これはコミュニティ全員の参加と合意を前提とする「合意形成モデル (consensus model)」のコミュニティワークとして知られる（谷口, 1997 : 41-42）。そして、コミュニティワークは小地域での住民全体の参画を目指すコミュニティ・ディベロップメントと同一のものとして用いられたのである。

つまり、合意モデルはイギリスでは特に、世紀の転換期にあって植民地内外で生じている急速な社会的および政治的变化に対処するために当該の国民を支援することを目的としていた。バッテン (Batten, T. R., 1965) が初めてこのモデルを提唱したと考えられているが、彼はイギリス開発・福祉法 (British Development and Welfare Act) のもとでのアフリカの村落におけるコミュニティワークから、これを書き起こしている。この法律は村落コミュニティでの不統合による結果として、市街地へ人々が流出することを避けようとしたものであった。こうした活動は、しばしば100人以下の緊密に結ばれたコミュニティでおこなわれ、

そこでは目的に向かう一体性と社会的な一致と調和が想定されていた。したがってこのモデルでは、コミュニティワークの介入が当のコミュニティ「すべての」構成員に対するものが成功すると考えられており、その目標は「緊張緩和」と「社会的な混乱あるいは不統合の回避」にあつた。

バッテン (Batten, 1965 : 13) によればコミュニティ・ディベロップメントは3部からなる過程である。第1は、自分の地元で自分たちが欲する変革とはなにかを決めるように人々が刺激される。この段階におけるワーカーの任務は、人々が抱くかもしれないどのような「不満」も正しく突き止めるように、そしてコミュニティの成員が自身の能力に信頼をおくことができるようになるということである。第2の過程は教育的なものであり、当のコミュニティでの不満解消策をコミュニティワーカーが提案することも含まれる。第3の過程には現存のコミュニティ・グループを維持するとか、新しいグループを開発して、すべての個人がコミュニティの中で自分のパーソナリティを成長させたり、地位や存在意義を確立していく機会を確保するというものである。

ついで、1960年代および1970年代のイギリスでは、国自らがコミュニティワークの開始と財政支援に確固として参画していった。この背景のひとつには、高齢者および障害者などの生活の多くの局面が、公的なサービスよりもインフォーマルな親族や近隣の手によって支えられていることが調査によって次々に明らかにされていったことがある。それは1968年のシーボーム委員会報告書が「コミュニティが社会サービスの受け手であると同時に、提供者でもあるという実践的な基盤」に立って社会福祉サービスを供給するという政策転換を求めたこととも深く関連していた。

さらに、もうひとつの背景には、福祉国家がコミュニティや個人のニーズを十分に充足できなかっ

たということばかりでなく、イギリス人がそれを官僚的で親しみにくいものだという経験をしたことも一因となっていよう。そして社会福祉を全面的に国に委ねるのではなく、その営為に市民が常に参加することの重要性が認識されていった。これは国および地方当局の期待と政策にも一致するものであった。

ここでの国および自治体の主な手法はコミュニティ・ディベロップメントであった。かのガルベンキアン財団による作業班 (Gulbenkian Study Group, 1968: 11) は、これについて「地域および中央政府レベルでの社会政策を構築し、実行し、維持し、改善していくために住民の参画を達成して行く方法」であり、そのために地元の住民が「政策に影響を及ぼし、政策を形成することに参画するばかりでなく、住民がまさにこの中核に位置を占める必要がある」としていた。ここでの「コミュニティワーカーの役割は、情報源であり、専門的な調査者であり、刺激を与える者、触媒、そして鼓舞促進者（シーボーム報告）」なのである。

しかし、こうしたコミュニティ・ディベロップメントに内在する矛盾があった。つまり社会福祉サービスへの要請に対応するサービス開発およびそのプロジェクトと、特定の地域の人々あるいは利害を共有する人々の方針決定過程への参画を拡大すること、これらを同時並行的に推進すると、社会福祉サービスの最優先事項を反映したものにならず、中産階級のニーズに対応するとか、平均的なプログラムになる、つまり少数の深刻なニーズに対応せず、福祉の中産階級化が生ずるということである。今日でも地方の組織や自治体は共通し、コミュニティ・ディベロップメントを追い続けているはずである。しかし、都市部ではその中心部における構造的な不平等が顕在化し、それは今指摘したような矛盾の結果として、政府の1970

年代のコミュニティ・ディベロップメントのプロジェクトをおおむね崩壊させてしまったのである。

もともと、これらのプロジェクトは都市部の貧困に対処する一連のプログラムのひとつとしてイギリス全土を通じて1969年に開始されたものである。このプロジェクトは、貧乏を克服する機会は存在するし、貧困者を助けるのに必要なものは、貧困者に提供される機会の利用であるし、地元の社会サービスを利用しての教育であると仮定していた。この目的のために教育面で優先度の高い地域が定められた。そして特に少数民族、なかでも西インド諸島およびインド大陸から来た移民で未熟練労働者として固まって住んでいる地域が対象となっていた。

そうした中で、これらのプロジェクトは英国内務省が意図したよりも、ずっとラディカルな方向で展開した。多くのコミュニティワーカーたちは、このプログラムのいわば小地域主義的な方向づけから、貧困がより広範な構造的な不公正によっているものとの見地に転換した。例えば、あるワーカーは、貧困が搾取を基盤とする社会的システムの結果として存在するという事実から目を背けていたため、コミュニティ・ディベロップメントは貧困者になることはなにもなかったのだと批判している。また、これらは貧困の視点を限定し、階級意識にたちふさがり、なによりも剥奪を生じさせている「地域にふさわしくない」勢力に目を閉じていたというのである。

ヒンドーカ (Khinduka, 1987: 4) もこうした点について、次のような批判を加えている。「社会変革に向けての戦略として、コミュニティ・ディベロップメントに絶えずつきまとう限界は、それが社会的な問題に対して社会経済的なアプローチよりもむしろ心理的なアプローチを探るためである。コミュニティ・ディベロップメントのプログラムの目指す所は、人々の社会経済的な関係にお

いて実際に革命を起こすことなくして、コミュニティの人々の心理面での革命的な変化を目指す。コミュニティ・ディベロップメントでは人々が経済的な力によって決定するというのではなく、その心理的な能力によって決定を下すようにという関与が行われる。」

こうしたプロジェクトの崩壊の中で、後述する「対立モデル (conflict model)」といわれるラジカルなアプローチが誕生していくのである。

次に、1980年代に入ってソーシャルワーカーの役割と任務に関する「バーカレー報告 (Barclay Report, 1982)」はコミュニティ・ソーシャルワーカーをとりあげた。これは多くの自治体の規模が大きくなり住民から距離が遠のいていたために行われた1974年の政府組織の再編成の後、地元のニーズと資源を結びつけようとする社会福祉部の多大な努力によって育ってきた概念である。この基本的な考え方は、①地元の「街区 (patch)」を基盤にしたチーム編成（通例の社会福祉の区域より小さい）、②当該の区域に関する豊かな情報、③地元の人々に対する利用接近性と受容性の高さ、④地元にある他機関との活発な連絡・交渉、⑤在宅福祉関係者のフィールドの統合、⑥地元チームの自律性、といったことであった。しかし、ここにはコミュニティワークに付随する政治的な葛藤の類いをソーシャルワーク実践の中に持ち込むかもしれないという懸念が持たれていた。したがって、人口1万人を所管するサブチームと2～3万人を所管するパッチ・チームとコミュニティワークの関係は、どこか冷めたところがあって、相互の関係が十分に検討されていないような印象を受ける。

2) 理論と実践の多様化

これまで多くの研究者が様々なコミュニティワークの類型を提示してきたが、コミュニティでの活動について初期の分類は、①改革論アプローチ、

②計画論アプローチ、③コミュニティ・ディベロップメント・アプローチ (Ross, 1958) という3つの基本的な方向に区分するものであった。その後、ガルベンキアン研究グループ (Gulbenkian Study Group, 1968) はコミュニティワークが3つの局面を持つという整理を行い、これは多くの文献にとりあげられることになったが、それは①住民の下位集団とともにを行うコミュニティ・ディベロップメント、②機関および機関相互間の連携を促進する方法、③社会計画と政策形成の方法、であった。

しかし、ヨーク (York, 1984 : 241-242) は、コミュニティワークの理論がこのようにすっきりしたタイプの異なるものに類型化できるという見解を退け、こうしたすべてのアプローチが揃っている連続体であるとしている。また彼によれば、区分する上でもっとも意味のある次元は指示性 (directiveness) ということであって、「全体として指示的であること」と「全体として非指示的であること」の両極のどこかにコミュニティワークのモデルが位置を占めるというのである。

そして、この後にロスマン (Rothman, 1979) はコミュニティワーク理論の「3モデル」、つまり①地域性開発 (locality development)、②社会計画、③ソーシャルアクションというアプローチの区分を行った。ロスマンによれば地域性開発のアプローチは、地元住民のもっとも広範にわたる参加を通じたコミュニティの変革を狙いとする。このアプローチはなによりも民主的な手順、自発的な協働、自助、地元のリーダーシップの進展を最重要視するのである。他方、社会計画アプローチは、失業とか住宅あるいは保健といった特定の社会問題に関する問題解決の技術的な過程に集中する。またソーシャルアクション・アプローチは、より多くの権力を持つ者から権力と資源あるいは決定権をコミュニティの中のより権力を持たない

部分に再配分しようとする多くの方法を包含するものとされている。

このロスマンによる最後の区分のコミュニティワークは、実際のところ論争を呼ぶことが多く、そして解決の難しい局面を含むものであることがはっきりしてきた。つまり、問題を共有するよう人々を引き合わせて行くということは、人々の生活が権力を持つ組織体によっていかに操られているかということを共通の関心事としていくということになる。それは、不利益を被っているコミュニティ、例えば少数民族のコミュニティで、そこでの権力関係によって多くの人々が抑圧されていること、そして深刻な剥奪の背後に横たわるサービス体制や力関係の不平等に注意を向けさせることといった実践がなされることになる。こうして、多くのコミュニティワークは、力を持つ者と力を持たぬ者との間での闘争となった。これは、ここに関与した者に敗北感や高揚感をもたらすこともあつたかもしれないが、人々が並べた問題に対応する実践を生み出せなかった場合も生じた。それはまた政府にとって、専門的な活動から政治的な領域への不法侵入だと考えさせることになったし、コミュニティワークが政府によって提供されるサービスとしては不適切だとされることにもなっていった。

一方、先にも述べたようにコミュニティ・ケアを志向する政策展開は、ソーシャルワークとコミュニティワークの融合をもたらしたといえる。つまり、イギリスにおけるコミュニティ・ケア政策の目標の一つは、近隣、友人、仲間、そして特にケアを必要とする人の親族など、コミュニティに埋もれている資源を動員することであった。援助に関わる地域の資源を開発し参加を求めて行くことに関するソーシャルワークの方法は、コミュニティワークから引き出されたものである。したがって、コミュニティ・ケアのサービスの中では、たとえ

それがコミュニティワークによって実践される活動だと見なされないにしても、コミュニティワークのスキルが用いられる必要がある。そのスキルを例示すれば、以下のようなものである。①コミュニティの利害について関心を持ち、そして幅広くコミュニティの利害を考えるチームを組織する、②コミュニティの情報を収拾し、そのコミュニティで特定の関心事を持つ人々と資源について知る、③共有されている関心事と様々なクライエント集団間の連携を見定め、相互に接触できるようにする、④既存のあるいは潜在的な地元の集団に資源を提供する、⑤コミュニティの施設・設備の使用を見定め、利用可能にする、⑥福祉ニーズと一般的のコミュニティ組織との間に関係づけをする、⑦ソーシャルワークからコミュニティの人々がその役割を引き継ぐ。

ともかく、パークレー報告などをはじめとして、コミュニティへの関心が非常な高まりを見せて行く1970年代および1980年代において、コミュニティワークはソーシャルワーク実践の一部を構成するものだと考えられるようになっていった。そしてさらに、ケアの混合経済というサービス供給の時代に突入した1990年代では、コミュニティワーカーの経験蓄積が地域内資源の動員に最大の力量を發揮すると期待されているのである。その一方で、先にも述べたようにコミュニティワークに付随する政治的な運動や対立が、ここに持ち込まれるのではないかとの危惧の念も持たれていた。

また、コミュニティ・ケア政策が介護者をケアの担い手として固定化する中で、疲労し、コミュニティでの諸活動への参加も制約されている状況が出現し、改めてエンパワーメントを主軸としたコミュニティワーク（これはロスマンのソーシャルアクションのアプローチに相当する）が再認識されてきている。

このような経過の中で、コミュニティワークは

2つのイデオロギーを持つようになる。1960年代から1970年代にかけて、コミュニティワーカーたちは、貧困と不平等が資本主義社会のもとでは固有のそして不可避の局面であることを中心にした分析を行い、ラディカルで社会主義的な理論がコミュニティワークに植え込まれ、それは今日でも明らかにコミュニティワークの基盤となっているのである。そして、国家公務員であるコミュニティワーカーたちが福祉国家の内部にある社会関係を変革しようとして国および地方当局と対立する場に立つ、つまり国の政策に反対する運動の先頭に立つ場面も出てくるという、福祉国家の矛盾する本質を示した（谷口, 1992, p. 96）。コミュニティワーカーたちは、国家装置と住民の間にあって矛盾した立場を占めているということである。

一方では多元論に立脚するコミュニティワークが存在する。これは各種の社会的な運動団体、自助および相互援助グループなどの活動が多元的に行われることが民主主義社会に不可欠なことであるとして、これらの支援に力点を置くものである。加えて、最近ではコミュニティ・ケアにおけるサービスの多元的な供給のうち、コミュニティを基盤とするサービス開発の有力な担い手としてのコミュニティワークへの期待がかけられている。これもまた多元論の中でのコミュニティワークとして考えられる。

なお、最近ではフェミニズム理論の発展、特に社会主義フェミニズムの理論、そして黒人と人種差別反対論の展開によって、コミュニティワークが男性および白人優位の立場にあることが批判されたりした。こうしたこと反映して、コミュニティワーカーの性別や民族などの分析が意識的に行われているのである（後述）。そして、このような各種のイデオロギーや批判が、イギリス社会の抱える問題の多角的な解明に大きな寄与をしているものと思われる。

こうしたイデオロギーの上での相違があるにしても、コミュニティワークは問題を調査し、解決を進め、合意を獲得し、多くの場合はその問題に取り組む組織を動員して来た。第二次世界大戦以来、コミュニティワークの大部分がまさしくこの方法を用いてきし、これはまたコミュニティワークが生き残って来た一つの理由を示している。そして、弱体化しているコミュニティの存在を保持していく必要性があり、コミュニティワークは近隣レベルでの社会的な問題の改善に対応できるので、これを支持していく価値がある活動なのだとイギリス国家は考えているということである。また、コミュニティ・ケア政策の進展はコミュニティワークに対するこの種の期待をさらに強めさせるものとなった。

こうして見ると、現今のコミュニティワークは競い合う二つの理論的アプローチ、つまり多元論とラディカルあるいは社会主義のアプローチという二つの極の間で揺れているようである。この揺れは同時に、過去の慈善的温情主義からの脱却、そして集合的なコミュニティ・アクションからの展開によるものであるが、それにもかかわらず、コミュニティワークそれぞれのルーツによってその任務と体制が多種多様であり、その活動には展開も衰退もあり、こうした複雑な事態が一つの理論、一つの実践形態で合意することができない状況を作り出しているのである。

2. コミュニティワーカーの雇用と財源

1950年代初頭におけるイギリスでは、コミュニティワーカーはほんの少数にすぎなかったが、1983年時点で主としてコミュニティワークを行うとしてイギリスで雇用されている者は5,300人を越え、その半分以上が民間団体で仕事をしており、残りの大部分は地方自治体の教育あるいは社会福祉その他の部門に所属していた（Francis, D. 他,

1984)。こうしたコミュニティワーカーと同じような活動をしている人達が約5,000人いるという(Willmott, P., 1989, p. 85)。青少年担当官、青少年ワーカー、各種コミュニティ関連団体の職員、福祉権ワーカー、自助グループで活動する者、そしてもちろん無数の聖職者、ソーシャルワーカー、無給のボランティアなどがそれである。しかし、これは15年も前の資料である。ところが、これ以後の状況については、筆者が検索する限り明らかではなく、以下に述べるような資格、所属、財源などの多様さのために、コミュニティワーカーの実情を明らかにしきれないのであろうと推測している。以下にそうした複雑な状況、つまり多面的な雇用および財源、そして専門資格の付与に関して、主としてポップル(Popple, K, 1995, pp. 96-104)の記述に依拠しつつ明らかにしていきたい。

1) コミュニティワーカーの雇用

まずコミュニティワーカーたちの雇用は、広い範囲にわたる仕事に従事する人々に様々な職務上の名前を付けて行われているというのがほとんどだということである。フランシスら(Francis et al. 1984, p. 15)は、コミュニティワーカーとして以下のようなく多くの呼称を挙げている。
neighbourhood advice workers ; housing advice centre community workers ; community initiatives officers ; economic development workers ; social development officers ; community work assistants ; community youth workers。

コミュニティワーカーの職名が雑多になり、拡大していくというのは一つの問題であるが、コミュニティおよびコミュニティワークという用語は、その意味と活動の多様性を「すべてを取り込んでしまう」用語なのである。しかしながら、多くの職場がコミュニティワークのテクニックを取り入れながら、そのワーカーたちのすべての時間を

コミュニティワークに向けさせているところは非常に少ないということも認識しておく必要がある。

コミュニティワークには2つの主要な資金供給源がある。ひとつは中央および地方政府を通じた公的セクターである。もうひとつは民間およびチャリティ組織を通じてのものである。政府、地方自治体は、1970年代にコミュニティワーカーの雇用に大変な比重をかけたけれども、フランシスらがコミュニティワーカーに関する調査を実施した1984年の時点では、コミュニティワーカーの59%が民間セクターに雇用されおり、その資金の85%は公的財源から民間セクターに供給されたものであった(Francis et al. 1984, p. 6)。ここで問わねばならないのは、こうした状況になにか大きな変化が生じていたのかどうかということである。この点について、ブッチャー(Buttcher, H., 1992 : 150)は民間団体が雇用している比率に変化が生じた証拠はないとしている。

コミュニティワークに関する現在の資金供給と実践者の雇用のほとんどが、各種各様の短期プロジェクトに対するものであり、こうした短期のものに依存してコミュニティワークの展開と継続性が維持されてきているのである。プロジェクトとその実践家の雇用に対する不安定な資金供給は、見る者をしてコミュニティワークとは実験的なものだと考えさせるようになってしまい、「職務の安定性に欠ける高率の退職」(McConnel, 1992 : 109)や「短期間で過酷な仕事」(Thomas, 1983 : 238)という見方につながっていった。また、この種の短期のコミュニティワークに対する財政支出の多くが、市街地での活動をターゲットにしていた。しかし、保守政権下での中央政府は地方自治体の支出を抑制し、また「都市支援プログラム(Urban Aid Programme)」への支出も規制し、新たな経済的市街地再活性化を狙ったプログラムを推進したのである。

2) 都市問題への対応策として

最近のコミュニティワーカーは（20年ほど前には最も社会的に未開発と見なされるニュータウンや新興住宅地で活動が行われていたが）、今や、市の中心部や市内の問題地区での活動が多い。まさしく、市の中心部とは社会的なスキルと資源が最も貧弱な場所であると考えられており、コミュニティワーカーたちは貧困、不適切な住居と教育の中で暮らす人々との活動を積み重ねている。また、こうしたコミュニティワーカーは、通常もっとも小さな行政区よりも小さな地域とか住宅団地を活動の基盤とするが、ひとつの街区から区や町に及ぶこともある。またコミュニティワーカーは住民全体よりも、若い黒人の失業者とか5歳以下の子どもを持つ両親などといった特定のグループや共通関心事コミュニティとの活動が多いのである。

こうした状況は政府によるコミュニティワークへの資金提供によって生じていた。そして、この都市部でのプロジェクトが停止されようとしているのである。まず、1980年代には6つの政府省庁が“Action for Cities”的標題のもとで、30以上にもわたる市街地プログラムを実施していた。この市街地施策を担当する中心的な省庁は「環境省」で、市の中心部に焦点を当てた幾つかの戦略的なプログラムを実施した。1979-80年度以来、市街地にかかる公的支出は上昇したが、「都市プログラム」全体に費やされる支出は1982-3年度以降、徐々に低落した。1990年には「都市プログラム」に2兆800万ポンドが費やされたが、1996年はわずか7100万ポンドの配分に過ぎない。これにかわって、Urban Development Corporationsを含む市街地の経済的再活性化プログラムへの助成金が増額されているが、これも1990-91年度の7兆5400万ポンドから1995-96年度での2億5500万ポンドまで縮小している。

「市街地に対する対応は断片的で、その地域に住む人々が直面している基本的な問題への取組みに失敗している（National Council for Voluntary Organisations, 1988）」と言われているが、これに対してポップルはコミュニティワークへの財政支出の効果は大きかったと評価している（Popple, K, 1995: 99）。この「都市プログラム（Urban Programme）」でのコミュニティワークに対する主要な資金は中央政府からのもので、これを地方自治体が管理運営するというものであったが、これには市中の放棄されたままの区域を減少すること、雇用状況を改善すること、社会的な公正の強化と自助の助長、そして深刻な住居問題を抱えている人の数を減らすという主要な4つの目標があった。ムーア（Moor, 1992: 130）によると「支出のほとんど4分の3は経済および環境プロジェクトに、残りが社会的および住宅プロジェクトに支出された」。環境省はこれらのプロジェクトを9つの幅広いタイトルに分けてきた。教育、社会福祉（personal social services）、助言・情報サービス、住宅、犯罪予防、スポーツ、レクリエーションと余暇、子どもの遊び、健康がそれである。なお、コミュニティワークは非政府組織から資金援助を受けているが、それらの組織はまた中央および地方政府からの資金を受けているのである。

ついで、市街地におけるコミュニティワークに対する資金提供は、1991年に発足した環境省の「City Challenge」によるものとなり、地方当局はこの「City Challenge」からの資金を競いあつた。これに成功した自治体は、それぞれ3750万ポンドの支払いを5か年以上受けることができる。また、ロンドンにおけるコミュニティワークへの主要な資金提供者はLondon Borough Grants Committeeであり、これはGreater London Councilが1986年に解消した後、ロンド

ン全域にわたる資金提供の役割を担っている点が特徴的である。1991-2年度の配分予算は650グループに対して2千900万ポンドであり、前年度より400万ポンドの減額であった。これは地方政府担当大臣マイケル・ボーティロを通じて中央政府がこうした減額の設定に影響を及ぼしたということが明らかにされている（Association Researchers in Voluntary Action and Community Involvement, 1991）。

イギリスでは、地方自治体がボランティア組織に1980-90年度で全体として約5億2000万ポンドの支援を行っている。この約51%が大都市、36%が州、13%が地方という区分になっていた。民間組織は地方自治体からの資金獲得が困難になっていると報告しており、中央政府は「政府自身の財政支援プログラムの多くに手際よく蓋を閉めてしまい、民間組織への資金提供の目的を見直している」（Association Researchers in Voluntary Action and Community Involvement, 1992: 12）と言われている。

近年では、民族集団と共に活動しているボランティア・グループが特に打撃を受けている。“Urvan Trust”の委託で行われた111の少数民族と102のTrustに関する調査では、そのグループの29%が地方自治体からの補助金をカットされ、53%は国の財政支出のカットを受けたと報告している。地方自治体の補助金が引き上げられたのは16%、国の支出では25%が引き上げられたという報告があるにしても、全体の71%がグループにとっての主要な収入源である公的支援を失うという結果になっているのである（Directory of Social Change, 1992）。このようにして、都市プログラムの将来は問題含みである。1992年11月に、政府はこの都市プログラムの減額とともに、これを最終的には取り止めることを公表した。都市プログラムに代えて、政府は「Capital Partnership

Programme」と「Urban Partnership Fund」を推進しつつある。こうした中で労働党議員のKeith Vazは、1993年にコミュニティワークで数千人が職を失うであろうし、コミュニティワーク・プロジェクトの閉鎖になるだろうと主張し、厳しく政府の行動を批判した。

企業と公的部門との密接な関係を造り上げ、可能であれば公共支出を減らそうとして、1979年以来保守党の幹部はコミュニティでの主体的な活動に企業部門からの支援を奨励している。しかしながら、「トップ企業200（top 200）」というキャンペーンによる寄付はきわめて小さく、企業利益の約0.2%にしかすぎなかつたし、最近では「会社は成長がとまってしまった」（Association Researchers in Voluntary Action and Community Involvement, 1992: 12）のである。しかしながら、民間セクターの経済的な力は強い。イギリス全土の民間組織の正確な数とその状況を描き出すのは困難であるが、チャリティーというひとつのセクターを取り上げてみても、イングランドとウェールズで168,000を越える組織が登録されている。なかでも、これらのチャリティーは常勤換算で約25万人を雇用していると推定される。これらのチャリティーへの収入は年間1500万ポンドを越え、国民総生産の4%を越える。

コミュニティワークの財政支出に変化が起こりはしたが、コミュニティ・ディベロップメントの財政支出は、なお温存されている。つまり、地方自治体が地域の集団に財政支出を行い、コミュニティワーカーを雇用していくのに決定的といえるほど重要な役割を演じ続けていること、そしてなお意見の相違と論議が健全で多元的な民主主義を伸ばし、コミュニティワークの任務が不明確な側面を持つにしても、民主主義の進展に関わるひとつの活動だと多くの地方当局が考えているのである。したがって、「小地域開発モデル」あるいは

「合意形成モデル」でのコミュニティワークは、イギリス各地で健在といえる。

3. 養成と資格付与

これまで、イギリスのコミュニティワーカーには、全国統一の「国家資格」とされるようなものではなく、多様な方法での養成と資格付与が行われてきた。それは、実践を重視したものと一定の養成教育課程によるものの混在であった。

1) コミュニティワーカーの養成

コミュニティワーカーの養成は、カレッジでの教育を基盤とするものと現業を基盤とするものに区分される。歴史的に見ると、コミュニティワーカーという実践を第一義とする職業的風潮の中で、カレッジでの教育に対するアンビバレントで、時にはこれに反対するという動きが常にあった。しかし、最近ではこうした意識は克服される方向に変わってきた。1990年に、これまでの実践第一主義の路線を転換させるために“Federation of Community Work Training Groups”は数多くの関係団体を“Community Work Forum of Interest”的名称で招集した。ここでは全国的なコミュニティワーク資格の創設に向けての作業が期待されていた。しかし、このフォーラムで提案され強調されたのは、コミュニティワークを実践し、あるいは実践しようと望む多様な人々に、調整と合意を経た適切な養成の基準を提示したいというものだった。ここではまた、多様な人々が養成の機会を得られるように、資格創設よりもプログラムの多様さが必要だとされたのである。

先にふれたように“Community Work Forum of Interest”が抱く課題意識は、全国的に認められたコミュニティワーク資格がないことだった。この時点では、コミュニティワークの資格を取得するのに4つのルートがあった。そのひとつはカ

レッジでの教育によるもので、他の3つのルートは現業を基盤とした養成である。けれども、それぞれが各種の教材を使用し、各種各様の団体が判定し、そのルートのいずれもがコミュニティワークを主要な、あるいは唯一のものとして設定しているわけではないということで、これらのルートの間に共通性がないのである。

カレッジを基盤とするコミュニティワーカーの養成は、大学院段階、各種資格取得後、そしてコミュニティワークの理論と実践を含む初期の養成という各レベルのものが全日制で行われている。さらにこれは、いくつかのパートタイムの課程を含むものに拡大されてきていた。これらの資格や卒業証書は、“Diploma in Social Work”および“Diploma in Community and Youth work”といった名称で各種の団体によって授与されている。1990年の調査によると、コミュニティワークの養成終了者の大多数はこうした Youth and Community Work の卒業者である(Convention of Scottish Local Authorities, 1990)。

もともと、ソーシャルワークの資格付与を行う団体は CCETSW (Central Council for Education and Training in Social Work) である。これに対して Youth and Community Work の資格と卒業証書は、本人が適切で本質的なユースワーク（後述）の内容を身につけているとする“National Youth Agency”的保証と“Joint Negotiating Council for Youth and Community Work”的認定があれば、大学から授与される。

なお、こうした養成課程に入ってくる男女比と民族に関しては、イギリスのコミュニティワークの性格上、大きな关心が持たれている。例えば、1977年から1990年初頭まで、13の Community and Youth Work 養成機関の全日制養成に関する資料では（ここでは1983年までジェンダーおよび民族などの事項に関する記録が行われなかった）、

1983年から1991年の8年間に、少数民族からの出身者で2年間の過程を取った人々は26%に達した。2年間課程での男女の比率は、女性50.2%、男性49.8%であり、1年間課程では女性54.3%、男性45.7%と女性が男性を8.7%上回っていた。

バーミンガムにあるWesthill Collegeの資料では、1993および1994年の2年課程で女性60%、男性40%。1年課程では50対50であった。1993年の2年課程の入学生は少数民族が大多数を占めていたが、これが1994年では3分の1に減少した。カレッジの学部長は、これがUniversity Clearing and Admissions System/UCAS)への移行によるものではないかと示唆している。1年課程の3分の1は少数民族グループからの学生であった。(Holmes, personal communication, 16 November 1994)。

2) ユースワークとコミュニティワーク

これまで「ユースワーク」と「コミュニティワーク」は明確な区分もないかのように用いられている面がある。一般に、「ユースワーク」は学校外で青少年に関して行われる活動全般について用いられており、これは本来的にコミュニティワークと同一ではない。しかし、歴史的には1939年の教育関係法制と、特に「1944年教育法」以後、青少年クラブと青少年センターのネットワークを通じて行われる青少年関係のサービスも含むものになり、地域社会のボランタリーな活動と長い関わりを持ってきている。そこで整備されてきたユースワーカーの養成教育と、1960年代から急速な盛り上がりを見せたコミュニティワークとの混合が生じているのである。特に1960年代の後期以来、コミュニティワークはユースワークと一体になった。ユースワーク養成課程が「Youth and Community Work」と自ら呼称を変えたのは、Fairbairn-Milson報告(DHS, 1969)の結果で、

(Jeffs, 1979: 61) これは「コミュニティ・ディベロップメントの文脈にユースワークを入れ、より参加型のデモクラシーに寄与させる」ことであった(Thomas, 1983: 27)。

1980年代から1990年代にかけての保守党政府は、教育科学省(後の教育省)を通じて、ユースワークの養成課程がコミュニティワークの課程の経費で賄われ、地方自治体の青少年関連サービスの提供もそうだと非常に強調していた。政府がユースワークを強調するのは、ユースワーカーたちが失業している青年に活動の場の提供と支援を行う役割を持っているのだという点を国民に伝達しようとしたものにすぎない。こうした中で、特にラジカルなモデルでのコミュニティワークを考える人々は、ユースワークとコミュニティワークは異なるものであることを強く主張している。そして、Youth and Community Work課程の卒業者は、ユースワークよりもコミュニティワークへの就職を好み、さもなければソーシャルワークのような他の職に従事するという選択をしたのである(Kuper, 1985)。青少年クラブの管理運営に関する伝統的なユースワークのポストの多くが埋められないでいる理由はここにある。

さて、カレッジによるソーシャルワークとYouth and Community Workの課程には、全体としてコミュニティワークの内容が含まれてきていたが(Federation of Community Work Training Groups, 1992)、同時に大学教育の中のいくつもの課程でコミュニティワークの理論と実践が教えられていることも明白である。そして、CCETSWはソーシャルワーク課程の中でコミュニティワーク資格の付与を僅かではあるが行っており、これはコミュニティワークがソーシャルワークの中でも、特定の実践領域を持つことを示しているのである。また、ブラッドフォード大学のソーシャル・コミュニティ・ワークの修士課程修了者

をCCETSWは公認資格として承認している。

3) 現業を基盤とする養成

現業を基盤とする養成には主に3つの形態がある。これらは、「実習方式」、「資格認定方式」、「入門的なスキルと実践を内容とする課程」の3方式である。1985年頃から、コミュニティワークの短期で入門的な課程をフォローし展開させようとするいくつかの試験的な方策が出てきた。これは公式には「第2段階(Stage 2)」課程と言われていたが、今ではコミュニティワークの学習内容を個別に設定して行っているもの指していることが多い。

養成プログラムのうちの実習方式は、スーパー・バイザーフォローの仕事をしながら見習い実習をしていくもので、これは「学んで行動する」点を強調するものである。この方式に入るのは、その個人の学問的な資格ではなく、適切な経験を積んできたかどうかということが基準になっている。実習方式ではカレッジの利用とチューターがつく場合もあるが、ともかく当の個人や集団の学習に対するニードが重視されるのである。そして、この実習方式はコミュニティワークよりもユースワークに密接に関わっており、民間部門での活動よりも地方自治体での公務員としての活動を想定している方式である。多分、Youth and Community Workの実習方式で最も確立しているのは東ロンドンの「Turning Point」であって、そこでは機関での実習を行い、その実習のない時期にセミナーや構造化された授業を受けに行くのである。教育・科学省は市街地の青年たちのニードに対する政府の対応の一部として、1989から1993年度の間に17地域の25地方自治体に約1200万ポンドの投資を行って、Youth and Community Work実習方式を拡大すると発表した。

一方、資格認定方式は厳格な訓練方式ではなく

て、むしろある人物のコミュニティワーク経験が適切なものであるかどうか、コミュニティワーカーとしての任用を十分に推薦し保証できる能力を持っているかどうかといった評価がなされる方法をとっているものである。資格認定方式は、給与の支払いの有無にかかわらず、コミュニティワーカーとして常勤3年、あるいはボランティアもしくは非常勤で常勤3年間に相当する経験者が該当する。実習方式と同じように、過去のアカデミックな経歴よりも実際の活動経験が重要だと考えられているのである。多くの場合、志願者は自身の経験から学んだことを立証する活動記録のファイルを作り、その学習が職業能力にふさわしいものであることを証明するのである。“Federation of Community Work Training Groups”は資格認定方式の推進役で、コミュニティワークに関わっている男女の無資格ワーカーたちの経験を確実なものにし、実証していく手段としていた。応募者は最小限の期間の実践を終わり、必要な活動に関する一連の書類を作成できれば、“National Youth Agency”が「Youth and Community Work資格」を付与するのである。

入門的な課程としては、Federation of Community Work Training Groupsの地区支部、そして地方自治体と継続教育にあたるカレッジが提供するものなど、実践の場も提供するプログラムも含めたものがイギリスの一部地域で展開した。これらの課程はパートタイム学生のもので、コミュニティワークの実践に従事したいとする人々を対象にしており、学生の大多数はオープン・カレッジのネットワークから適切と認められた人々である。この種の基礎的な課程がイギリス各地に存在している。

4) 全国共通資格の検討

職業上の資格を付与することについて、かなり

広い範囲にわたる変化が生じている。職業資格に関する白書 (HMSO, 1986) は、養成に適合しない資格付与の問題に焦点を当て、職業上のスキルというものを明確化すると共に、それらを評価する新しい方法を提起した。結果として、政府は「職業資格全国協議会 (National Council for Vocational Qualifications)」を設置し、会計および法律などの専門職を含むあらゆる経済分野で働く人々に認められる知識、スキル、経験、資格の構造と枠組みを明確にすることにした。スコットランドでは「スコットランド職業教育協議会 (Scottish Vocational Education Council) (SCOTVEC)」が設立され、「スコットランド職業資格 (Scottish Vocational Qualifications) (SVQs)」が創設された。イングランド、ウェールズ、北アイルランドでは、新しい資格は「全国職業資格 (National Vocational Qualifications) (NVQs)」となった。SVQs と NVQs は類似のものであり、通常 S/NVQs とされ同じ扱いを受けている。ジェサップ (Jessup, 1990 : 17) は、この枠組みが「資格付与のジャングル」を正当化したし「多くは相互の資格を認識する何の手続きもなしに、さまざまな対象、規模、構造を持ち、同一のあるいは重複する職業分野で競合している無数の資格付与団体に資格を付与させることになった」と批判している。

1988年以来、「職業資格全国協議会」は、保健、社会福祉、矯正保護を対象に含む「ケア・セクター共同体 (Care Sector Consortium)」を通じて、100万人を越えるケアワーカーの「全国職業資格」認定を行った (CCETSW, 1992)。この認定は養成によって行われるのではなく、知識とスキルを証明できるようにデザインされた職務関連「能力」の基準によって行われている。

1990年に、雇用省は S/NVQs をコミュニティワークにまで拡大する可能性があるかどうかの研

究を委託した結果、積極的な対応を行うということになり、“Federation of Community Work Training Groups”は雇用省、全国職業資格協議会、スコットランド職業教育協議会と共に S/NVQs となる基準を公式化するための共同作業を行った。その頃、“Federation of Community Work Training Groups Forum of Interest”は、1994年11月に全国集会を開催し、そこでイギリス全土で統一的なコミュニティワークの標準を開発し維持するためと、この仕事を先導する母体を設立するために、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドを結んだ組織を設立することを考えることで合意した。同時に、イングランドに関しては暫定の理事会が設立されることになり、スコットランドの理事会は現存の理事会がそれに当たることとなった。これは、最終的にコミュニティワークの養成と資格付与についての新しい発展であり、またその裏付けをしていくことになるのである。

5) 養成の多様性、その長所と弱点

このカレッジを基盤とした養成と現業を基盤としたものの両者について検討してみると、コミュニティワーク養成の雑多ともいえる性格が、長所でもあり弱点でもあることが見えてくる。その長所とは様々なルートがあって、幅広い実践家によって養成訓練が行われることである。こうした養成の利点は、学生の変化と現場の需要やニーズの変化に対応できることである。そしてまた、カレッジの課程に入ろうというような考えを抱くことがない地域の活動家、あるいは家族のケアに責任を負っていてそうした課程に出席できない人、財政的な理由から全日制あるいはパートタイムの課程に入れれない人、地元には適切な養成訓練の機会が見つけだせない人々にとって、適切な経験と学習の機会を提供しているということがある。弱点は、養成の体制が不統一で、雇用者はそれが明確なソ

シャルワークなど別の資格がコミュニティワークに適切だとして雇用をためらうというところにある。それゆえ、Community Work Forum of Interest はすべての養成課程が「等しい価値と身分を備えているべきであり、全国的に認知されねばならない」との提言を行った (Federation of Community Work Training Groups, 1992 : 2)。ここに至って、全国的に認められたコミュニティワークの資格を生み出すために、現存の 4 つのモデルに整合性を持たせねばならないプレッシャーが生じているのである。

しかしながら、現職にあるコミュニティワーカーで養成訓練を受けた人の数はわずかのようである。有資格コミュニティワーカーの数に関する最近の統計を見出せないでいるが、「コミュニティワーク資格実現研究会 (Community Work Feasibility Study)」はコミュニティワーク資格を取得することに関心を持っていると思われる常勤および非常勤のコミュニティワーカーは 5 - 6 千人に達するだろうとしている (Convention of Scottish Local Authorities, 1990 : 6)。

コミュニティワークの訓練の性格が変化していくことに関連して持ち上がったのは、集合的な教育と実践重視の教育をめぐるコミュニティワーカーの養成の矛盾である (Issitt & Woodward, 1992 : 43)。一方には、より一層明確に市場のニーズに応えるため、個人を中心とするよりも成績を第一として、トップダウン式教育訓練の再構成を行う国の政策がある。これは、リベラルな成人教育の中核をなす個人や地域の自発性やニーズを最優先するという原理を放棄することになる。例えば、1994年に「Stage 2」の展開を検討するためにのカンファレンスが招集されたが、ここでは集合的な学びが現段階でのコミュニティワーク養成プログラムの軸となるとの提案が採択された。しかし、コミュニティワークでは「雇用

者が求める能力を集合的に身につけさせるのではなく、「行動的な市民」がその能力を獲得できる自分自身の教育課程を見つけ出すことが必要なのだ」 (Issitt & Woodward, 1992 : 45.) という意見が対立的に出されているのである。

コミュニティワークの理論と実践に関する論議を通して見て、やはりコミュニティワークの中心的なテーマは社会における貧困と不利益に対して、共に関わっていく活動なのであった。最近では、反人種差別の実践が展開し、専門的な認可を得た課程の必要性が生じてきた (Council for Education and Training in Youth and Community Work, 1989, p. 5)。NCVQ はこれに関する能力を飛躍的に高める必要があることを示唆している。このことは、当然ながらコミュニティワーク資格の実践課程すべての課題である。

4. コミュニティワーカーの雇用

コミュニティワーカーの募集はそのほとんどが「公開公募」であり、そのことが一定程度のバイタリティと素質の良さと多様さを生むとされている。トーマス (Thomas, 1983, p. 185) は、幅広い前歴を持つ人々の中からコミュニティワーカーを得るに「公開公募」が必要だとし、彼はまた、適切な養成の機会を設定し、コミュニティワークに関する国家資格を設ける政策が必要だとしていたが、これ以降の経過については前項で述べたとおりである。

コミュニティワーカーの募集に関する調査は、ほとんどないようである。Francis et al., 1984) によって行われた全国調査はすでに十数年以上も前のものであるが、この郵送調査では 12 カ月以上の契約を結んでいる常勤もしくは非常勤のコミュニティワーカーは 5,365 人を数えた。これより規模は小さいが新しいデータのひとつは、1990 年に行われた 232 人のコミュニティワーカー

表1 コミュニティワーカーの性別

	男性(%)	女性(%)	回答者数
Francis et al. (1984)	53	47	3,852
Convention of Scottish Local Authorities (1990)	47	53	232
Glenn (1993)*	37	61	231

* 性別不明 2 %

に関する調査である (Convention of Scottish Local Authorities, 1990)。もうひとつは1992年にブラッドフォードで行われた246人のコミュニティ・プラクティショナーの調査である。 Francis らの調査によると、コミュニティワーカーの半数近くが女性であったが、それ以後の調査ではさらにその比率が増加している (表1参照)。そして回答者の13%は少数民族と称される人々であった。これらの人々の概要是以下のようなものである。

- 1) 多くの人がロンドンで働いている (788人のロンドンのワーカーのうち27%が少数民族から出ている)
- 2) 多くの人が Community Relations Councils で働いている (156人の72%)
- 3) 多くの人の財源は Commission for Racial Equality による (189人の62%)

Convention of Scottish Local Authorities による調査では民族集団からのコミュニティワーカーは6%とより少ないと示している。ブラッドフォード調査は、回答者の21%がインド、パキスタン、バングラディッシュ、その他のアジアもしくはアフリカ系カリブ人の出身であることを示している。

Francis らの調査は、コミュニティワーカーの3分の1 (35%) が30歳未満で、一方グレンの調査では15%となっており、そのほとんどは30-

50歳の年齢階層に属している (表2参照)。また Francis らは、コミュニティワーカーの51%が大学卒業者あるいはそれと同等の人達であり「人口全体と比較するとずっと高度の教育を受けている」としている。また、ブラッドフォード調査では、回答者の57%が以下のようないい複数の専門資格を持っていることが示された。内訳は Youth and Community Work の資格21%、教師15%、ソーシャルワーク9%、マネジメント5%、看護婦2%、保健教育担当者2%という数値であった。これら3調査の結果からすると、コミュニティワークへの応募者のプロフィールは全体として教育水準が高く、白人で、男性よりも女性がこの仕事に携わろうとしているということができよう。

表2 コミュニティワーカーの年令分布(%)

	Francis et al. (1984)	Glenn (1993)
25歳以下	11	25歳以下 <3
25-29	24	25-29 12
30-34	23	30-39 41
35-39	16	40-49 34
40-44	10	50-64 9
45-64	16	65+ -
65+	<0.5	無回答 <1
回答数	3,831	回答数 231

コミュニティワークに関する最新のそして正確なデータを持っていないが、いくつかの募集傾向を記すことはできる。ひとつは過去に女性の数が伸びていたが、さらに男性よりも女性の雇用の増大がはっきりした傾向となっている。こうした数値は無給のポストを計算に入れてないが、ただ女性がこういうポジションに多くいるのではないかとの憶測がなされている。

あとがき

ロンドンや地方都市で出会ったコミュニティワーカーたちと、そう名乗ってはいないけれど明らかにコミュニティワーカーとして活発な活動をしている多くの人達がいる。これらの人々の活動領域や雇用、その理論はどのようにになっているのか、それを少しでも解明しようと取り組んでいる課程での中間的な整理である。

この中で、理論と実践については Barber, J. G. (1991) を主として参考にし、養成教育と雇用については Popple, K. (1995) を、諸概念は Willmott, P. (1989) に依拠する所が多かった。また、最後にコミュニティワーク関連の用語を整理して提示する予定でしたが、機関誌としての予定の枚数をかなり超過しているので、別の機会にゆすることとした。

この校正段階で得たインターネットの情報では、すでに、コミュニティワークの全国職業資格が定められ、全国的にこのワークショップが開始されているようである。

まだまだ不明の部分が多く、これからも資料を積み上げて行きたいので、多くの方々からご教示をいただければ幸いである。

文献

Barber, J. G. *Beyond Casework*, Macmillan Education, 1991.

- Batten, T. R. (1965). *The Human Factor in Community Work*. Oxford University Press.
- Butcher, H. (1992). "Community Work : Current Realities, Contemporary Trends" in Carter, P., Jeffs, T. & Smith, M. K. (eds), *Changing Social Work and Welfare*. Buckingham, Open University Press.
- Francis, D., Henderson, P. & Thomas, D. N. (1984). *A Survey of Community Workers in the United Kingdom*. National Institute for Social Work.
- Gulbenkian Foundations Study Group (1968). *Community Work and Social Change*. London, RKP.
- Issitt, M. and Woodward, M. (1992). "Competence and Contradiction" in Carter, P., Jeffs, T. and Smith, M. K. (eds), *Changing Social Work and Welfare*. Buckingham: Open University Press.
- Jessup, G. (1990). "National Vocational Qualifications : Implications for Further Education" in Bees, M. and Swords, M. (eds), *National Vocational Qualifications and Further Education*. London: Kogan Page.
- Khinduka, S.K. (1987) "Community Development: potentials and limitations". in Cox, F.M. et. al (eds), *Strategies of Community Organization*. Peacock.
- McConnell, C. (1992) *Promoting Community Development in Europe*. London, Community Development Foundation.
- Moor, B. (1992). "Taking on the Inner Cities" in Michie, J. (ed), *The Economic Legacy 1979-1992*. London: Academic Press.
- Popple, K. (1995). *Analysing Community Work*,

Open University Press, Community Work in Practice.

Rothman, J.(1979). "There models of community organization model", in Cox, F. M. et. al(eds), *Strategies of Community Organization*.Peacock.

谷口政隆 (1997). 「社会福祉実践とエンパワーメント」,『社会福祉』第37号, 日本女子大学社会福祉学科.

Thomas, D.N.(1983). *The Making of Community Work*. London : George Allen and Unwin.

Willmott, P. (1989). *Community Initiatives ; Patterns and Prospect*, Policy Studies Institute.

York, A. S. (1948). "Towards a conceptual model of community social work", British Journal of Social Work, 14, 241-55.